

ワクチン接種に関するお知らせ

問合先 新型コロナウイルスワクチン接種室(あいあい ☎98-5565)

亀山市の新型コロナウイルスワクチンの追加接種(4回目接種)について

国から新型コロナウイルスワクチンの追加接種(4回目接種)についての方針が示され、市でも追加接種(4回目接種)を行います。

接種対象者

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の完了から5カ月以上経過した60歳以上の人および、18歳以上60歳未満で基礎疾患がある人など

接種時期・接種券一体型予診票の送付日(予定)

3回目接種時期	4回目接種時期	接種券一体型予診票送付日	予約開始日	接種開始日
令和3年12月	令和4年5月	5月20日(金)	5月25日(水)	5月26日(木)頃
令和4年1月	令和4年6月		5月31日(火)	それぞれ3回目 接種日から 5カ月経過後
令和4年2月	令和4年7月	6月15日(水)	6月24日(金)	
令和4年3月	令和4年8月	7月中旬	7月下旬	
令和4年4月	令和4年9月	8月中旬	8月下旬	

※スケジュールの最新情報は、市ホームページなどでご確認ください。

接種回数 1回

接種費用 無料

接種場所 集団接種:あいあい

個別接種:市立医療センター

接種券一体型予診票の発送

接種対象の60歳以上の方の接種開始時期が近づきましたら、

接種券一体型予診票を順次お送りします。3回目の接種を受けていない人には、送付しません。

3回目の接種記録が確認できないなどの理由で、接種券一体型予診票が発行されない可能性があります。

3回目接種から5カ月が経過しても接種券一体型予診票が届かない場合は、新型コロナウイルスワクチン接種室へご連絡ください。

18歳以上60歳未満の基礎疾患がある人で、4回目の接種を希望する場合は、令和4年6月1日以降に「接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)【4回目接種用】」(あいあい窓口)に設置、市ホームページに掲載)を新型コロナウイルスワクチン接種室へ郵送、ファクス、Eメール(☒ncvsseshu@city.kameyama.mie.jp)または直接ご提出ください。



※「基礎疾患がある人など」とは、次の項目のいずれかに該当する人を言います。

①以下の病気や状態で、通院・入院している人

慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病(高血圧を含む)、慢性の腎臓病、慢性の肝臓病(肝硬変等)、インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病、血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)、免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)、ステロイドなど免疫の機能を低下させる治療を受けている、免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患、神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)、染色体異常、重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)、睡眠時無呼吸症候群、重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

②基準(BMI30以上)を満たす肥満の人

③新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた人